

事前調査は、「有資格者」が行う必要があります！

公益財団法人 岡山県環境保全事業団では
建築物石綿含有建材調査者の有資格者が調査を行います。

建築物石綿含有建材調査者とは？

※右のQRコードから確認できます。



事前調査は、すべての工事が対象です

工事対象となるすべての範囲について
石綿が含まれているか
事前に調査を行う必要があります。(※1,2)



※1 事前調査は、建築物石綿含有建材調査者等が行う必要があります。

※2 事前調査については、「文書」と「目視」による方法が原則です。

ただし、事前調査において、設計図書等の文書で解体等対象建築物等の建築着工日等が平成18年(2006年)9月1日以降であることを、確認できる場合は事前調査者の資格は必要ありません。

事前調査結果の報告は義務です

石綿事前調査結果報告システムを使用すれば、
パソコン・スマホから24時間報告できます。(※3)

>>>



一定規模以上の工事の場合、
施工業者(元請事業者)は、
あらかじめ事前調査結果を労働基準監督署と
都道府県等に報告する必要があります。(※4)

※3 システムの使用が困難な場合は紙による報告もできます。

※4 裏面「事前調査結果の報告の対象となる工事・規模の基準」を参照。



問い合わせ先



公益財団法人
岡山県環境保全事業団
環境調査分析部

HPは
こちらから



〒701-0212 岡山市南区内尾665-1
メールアドレス: mado@kankyo.or.jp

Tel. **086-298-2616**

「解体・改修・
各種設備工事を
行う施工業者の
皆さまへ」

アスベスト(石綿)の
事前調査承ります



事前調査結果の報告の対象となる 工事・規模の基準

以下に該当する工事は報告が必要です。
(事前調査自体は以下に限らず全て必要です。)

「石綿なし」の場合も
報告が必要です!

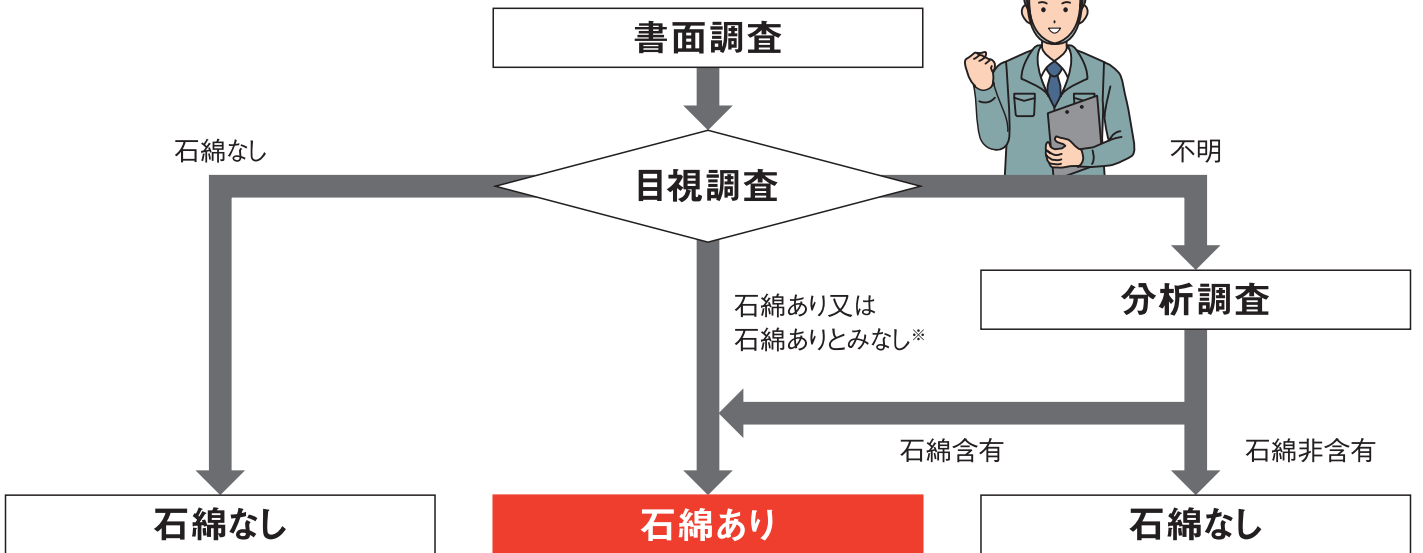
工事の対象	工事の種類	報告対象となる規模の基準
すべての建築物 (建築物に設ける建築設備を含む。)	解体	解体部分の床面積の合計80㎡以上
	改修(※1)	請負金額が税込100万円以上
特定の工作物(※3)	解体・改修(※2)	請負金額が税込100万円以上

材料費も含めた
工事全体の請負金額



- ※1 建築物の改修工事とは、リフォーム、修繕、各種設備工事、足場の設置、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部の除去・切断・破碎・研磨・穿孔(穴開け)等を伴うものを含みます。
- ※2 定期改修や、法令等に基づく開放検査等を行う際に補修や部品交換等を行う場合を含みます。
- ※3 報告対象となる工作物は以下のものです。
 - 反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突、配管設備、焼却設備、貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く。)
 - 発電設備(太陽光発電設備・風力発電設備を除く。)、変電設備、配電設備、送電設備(ケーブルを含む。)
 - トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル
 - プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板
 - 観光用エレベーターの昇降路の囲い(建築物であるものを除く。)* ※令和5年10月1日から追加

事前調査の流れ



*石綿ありとみなして、必要なばく露・飛散防止対策を講じて工事を行う場合は、分析調査は不要です。



石綿に関する情報は 石綿総合情報ポータルサイト(厚生労働省)をご確認ください

石綿障害予防規則の概要、法令改正の内容、建築物等の解体・改修工事を行う際に必要な措置等のポイントや、石綿の分析に関するマニュアルなど、事業者・作業員・発注者のそれぞれに向けた情報を掲載しています。

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp>

検索



公益財団法人 岡山県環境保全事業団
環境調査分析部

環境関連情報発信中
メルマガ登録はこちら!

